

児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第五十二号

### 児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第六号の三中

「 6 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

を

「 6 申請者の登記事項証明書又は条例等

に

12	運営規程
13	障害児通所給付費等の請求に関する事項
14	役員の氏名, 生年月日及び住所

を

「 12 運営規程

に

「 5 障害児通所給付費等とは、障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費及び障害児入所医療費をいう。  
6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

を

「 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

に改める。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年広島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中

6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
---	---

セ

6	※定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） 「※定款・寄附行為等」は就労継続支援A型事業所のみ
---	---

ビ

15	介護給付費，療養介護医療費，訓練等給付費又はサービス利用計画作成費の請求に関する事項
16	事業所の種別（短期入所の併設型・空床型の別）
17	併設型短期入所における利用者の推定数又は空床型短期入所における当該施設の入所者の定員
18	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
19	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要
20	連携する公共職業安定所等の名称
21	主たる対象者（指定一般相談支援事業者に限る。）

セ

15	事業所の種別（短期入所の併設型・空床型の別）
16	併設型短期入所における利用者の推定数又は空床型短期入所における当該施設の入所者の定員
17	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
18	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要
19	連携する公共職業安定所等の名称
20	主たる対象者（指定一般相談支援事業者に限る。）

コ  
カ  
キ。

別記様式第8号  
 中  
 画1)

自立支援医療を行うための 収 容 設 備 の 定 員	役員の氏名，生年 月 日 及 び 住 所
-------------------------------	-------------------------

セ

自立支援医療を行うための 収 容 設 備 の 定 員	
-------------------------------	--

ひ

- 「 6 従業員の氏名，生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。  
7 申請書の記入については，2面も参考にするこゝと。」

を

- 「 6 申請書の記入については，2面も参考にすること。  
にぢぬん。」

別記様式第九号 中  
(1)

調剤のために必要な設備及び施設の概要	
従業員の氏名，生年月日及び住所	

を

調剤のために必要な設備及び施設の概要	
--------------------	--

ひ

- 「 5 設備概要等を添付すること。  
6 従業員の氏名，生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。」

を

- 「 5 設備概要等を添付すること。  
にぢぬん。」

別記様式第十号 中  
(1)

訪問看護ステーション等	医療機関コード	
	名称	(〒 - )
	所在地及び電話番号	(電話番号)
職員の定数	職種	定数
従業員の氏名，生年月日及び住所		

を

訪問看護ステーション等	医療機関コード		
	名称	(〒 _____ )	
	所在地及び電話番号	(電話番号)	
	職員の定数	職種	定数

ハ

- 「 2 職員の定数は、指定訪問看護、指定老人訪問看護、指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）又は指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数を、職種ごとに記載すること。
- 3 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。

セ

- 「 2 職員の定数は、指定訪問看護、指定老人訪問看護、指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）又は指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数を、職種ごとに記載すること。

ニダシク。

医 師 鑑 定 証 十 一 号 ( 恒 中 )

主として担当する医師の氏名， 生年月日，住所及び経歴	
役員の氏名，生年月日及び住所	

セ

主として担当する医師の氏名， 生年月日，住所及び経歴	
-------------------------------	--

ハ

- 「 4 主として担当する医師の経歴書を添付すること。
- 5 役員の氏名，生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。

セ

- 「 4 主として担当する医師の経歴書を添付すること。
- ニダシク。

別記簿名録十二の(画)中

薬剤師の氏名	
役員の氏名, 生年月日及び住所	

を

薬剤師の氏名	
--------	--

び

- 「 3 薬剤師免許証の写しを添付すること。  
4 役員の氏名, 生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。」

を

- 「 3 薬剤師免許証の写しを添付すること。  
に於ける。」

別記簿名録十三の(画)中

訪問看護ステーション等	医療機関コード名	
	所在地及び電話番号	(〒 — ) (電話番号)
	職員の定数	職種 定数
役員の氏名, 生年月日及び住所		

を

訪問看護ステーション等	医療機関コード名	
	所在地及び電話番号	(〒 — ) (電話番号)
	職員の定数	職種 定数

び

「注 1 職員の定数は、指定訪問看護、指定老人訪問看護、指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）又は指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の数に記載すること。

2 従業員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類を添付すること。」

「注 職員の定数は、指定訪問看護、指定老人訪問看護、指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）又は指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数を、職種ごとに記載すること。」

「施設名。 頭記養老院十川町S11 (通1) 中

自立支援医療を行うための収容設備の定員	
従業員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無	有 ・ 無

「施設名。 頭記養老院十川町S11 (通1) 中

「施設名。 頭記養老院十川町S11 (通1) 中

調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無	有 ・ 無
従業員の氏名、生年月日及び住所の変更の有無	有 ・ 無

「調剤のために必要な設備及び施設の変更の有無 有 ・ 無

「施設名。 頭記養老院十川町S11 (通1) 中

訪問看護ステーション等	医療機関コード名	
	所在地及び電話番号	(〒 _____ ) (電話番号)
従業員の氏名, 生年月日及び住所の変更の有無	職員の定数の有無	有 ・ 無
	変更の有無	有 ・ 無

を

訪問看護ステーション等	医療機関コード名	
	所在地及び電話番号	(〒 _____ ) (電話番号)
	職員の定数の有無	有 ・ 無

に於ける。

別記様式第十三号の五 (画1) 中

主として担当する医師の氏名	
従業員の氏名, 生年月日及び住所の変更の有無	有 ・ 無

を

主として担当する医師の氏名	
---------------	--

に於ける。

別記様式第十三号の六 (画1) 中

薬剤師の氏名	
従業員の氏名, 生年月日及び住所の変更の有無	有 ・ 無

を

薬剤師の氏名	
--------	--

に於ける。

別記様式第十三号の七 (画1) 中

訪問看護ステーション等	医療機関コード名	
	所在地及び電話番号	(〒 _____ ) (電話番号)
役員の氏名, 生年月日及び住所の変更の有無	職員の定数の有無	有 ・ 無
	職員の変更の有無	有 ・ 無

を

訪問看護ステーション等	医療機関コード名	
	所在地及び電話番号	(〒 _____ ) (電話番号)
職員の定数の有無	職員の定数の有無	有 ・ 無
	職員の変更の有無	有 ・ 無

に添付する。

添付資料第十回の中

自立支援医療を行うための 収容設備の定員の 収容設備の定員	役員の氏名, 生年月日及び住所
-------------------------------------	-----------------

を

自立支援医療を行うための 収容設備の定員の 収容設備の定員	
-------------------------------------	--

に

- 「 4 必要な設備及び体制に変更がある場合は, 設備概要等を添付すること。  
5 役員の氏名, 生年月日及び住所に変更がある場合は, 変更した事項等を確認できる書類を添付すること。」

を

- 「 4 必要な設備及び体制に変更がある場合は, 設備概要等を添付すること。」  
に添付する。  
添付資料第十回の中

調剤のために必要な設備 及び施設の概要	役員の氏名, 生年月日及び住所
------------------------	-----------------

を



「調剤のために必要な設備及び施設の概要

」

- 4 必要な設備及び体制に変更がある場合は、設備概要等を添付すること。
- 5 役員の氏名、生年月日及び住所に変更がある場合は、変更した事項等を確認できる書類を添付すること。

を

- 4 必要な設備及び体制に変更がある場合は、設備概要等を添付すること。  
」

別記様式録十七の甲中

役員の氏名、生年月日及び住所		
変更理由		

を

変更理由		
------	--	--

」

- 3 職員の定数は、指定訪問看護、指定老人訪問看護、指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）又は指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数を、職種ごとに記載すること。
- 4 役員の氏名、生年月日及び住所に変更がある場合は、変更した事項等を確認できる書類を添付すること。

を

- 3 職員の定数は、指定訪問看護、指定老人訪問看護、指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）又は指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数を、職種ごとに記載すること。

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の児童福祉法施行細則又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による様式でしている申請その他の手続は、改正後の児童福祉法施行細則又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律施行細則の様式による申請その他の手続とみなす。